

草加市教育委員会会議録

令和 5 年 第 9 回 定例会

令和5年草加市教育委員会第9回定例会

令和5年9月26日(火) 午前9時から
教育委員会会議室(ぶぎん草加ビル4階)

○議 題

- 第45号議案 令和6年度当初草加市教職員人事異動方針を定めることについて
第46号議案 草加市就学援助実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
第47号議案 令和5年10月1日付け職員の人事異動について
第33号報告 草加市教育委員会事務決裁規則及び草加市立小・中学校防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る専決処理の報告について
第34号報告 令和5年9月1日付け職員の人事異動に係る専決処理の報告について
第35号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について
第36号報告 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果(追加分)の報告について
第37号報告 令和5年度埼玉県学力・学習状況調査の結果の報告について
第38号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について
第39号報告 令和5年草加市議会9月定例会に係る報告について

○出席者

教 育 長	山 本 好 一 郎
教育長職務代理者	小 澤 尚 久
教 育 委 員	加 藤 由 美
教 育 委 員	宇 田 川 久 美 子
教 育 委 員	川 井 か す み
教 育 委 員	峰 崎 隆 司

○説明員

教育総務部長	福 島 博 行
教育総務部副部長	河 野 健
教育総務部副部長	伊 藤 寿 夫
教育総務部副部長	
(兼)指導課長	和 田 卓
総務企画課長	浅 古 亮 一
学 務 課 長	岩 渕 健 志
教育支援室長	篠 崎 光 浩

○事務局

	小 関 隆 志
	西 塔 翼

○傍聴人 0人

午前9時00分 開会

◎開会の宣言

○山本好一郎教育長 ただ今から、令和5年教育委員会第9回定例会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○山本好一郎教育長 事務局から、前回の会議録を朗読願います。

————— 前回会議録の朗読 —————

○山本好一郎教育長 ただ今事務局から前回の会議録の朗読がございましたが、これにつきましてご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 よろしければ承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○山本好一郎教育長 以上で、前回の会議録の承認を終了いたします。

◎議案審議

○山本好一郎教育長 ただ今から審議に入らせていただきます。本日の案件は、追加案件も含めて、議案が3件、報告が7件となっております。

なお、委員さんの中で、議題以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくようお願いいたします。

◎第45号議案 令和6年度当初草加市教職員人事異動方針を定めることについて

○山本好一郎教育長 初めに、第45号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第45号議案、令和6年度当初草加市教職員人事異動方針を定めることについてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和6年度当初教職員人事異動を円滑に推進するに当たり、埼玉県教育委員会の令和6年度当初教職員人事異動方針に基づき、草加市教育委員会としての方針を定める必要を認めたためでございます。

初めに、県の人事異動方針をご説明いたします。変更点は2か所ございます。一点目は【1

基本方針（6）】の文頭に、「役職定年後の教職員及び」が加われました。二点目は、【1 基本方針（7）】の文中に、「管理職への」が加われました。

次に、県の人事異動方針細部事項をご説明いたします。変更点は3か所です。一点目は、【1 基本方針関係】では、（2）の文中にあった「職員の再任用に関する条例によるものとし」が削除されました。二点目として、「（3）の役職定年後の教職員」という項目が加われました。三点目は、【5 その他（2）退職】アの文頭が「定年退職」と変わり、文末が「定めるところによるものとする」と変わりました。以上が、県の人事異動方針等の変更点でございます。

なお、県の人事異動方針【1 基本方針（7）】にある、女性教職員の管理職への積極的な登用につきましては、登用に関する内容であるため、草加市の人事異動方針案では反映させておりません。ただし、この件の人事異動方針及び細部事項は、各学校にて印刷配布し、校長から全教職員に対して、女性教職員を管理職へ積極的に登用することに努めることをはじめ、基本方針や昨年度から変更になった点などを説明し、周知を図ることといたします。

続きまして、県の令和6年度当初教職員人事異動方針に基づく草加市の令和6年度当初教職員人事異動方針案でございます。草加市の方針といたしましては、【1 基本方針】にありますように、第3期埼玉県教育振興基本計画、第三次草加市教育振興基本計画を踏まえ、本市教育界の活性化・人材育成・教育水準の向上等を図り、適材を適時に適所に配置するため人事異動を推進いたします。

昨年度からの変更点といたしましては、【1 基本方針（6）】の文頭に、「役職定年後の教職員及び」を追記いたしました。説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰崎隆司委員 役職定年の定義は何ですか。

○説明員 役職定年制度でございますが、60歳の誕生日を迎える年度が終わりましたら、その翌年度の4月1日からは、学校で言いますと、校長・教頭の管理職にあったものが、主幹教諭又は教諭になるという制度でございます。

○峰崎隆司委員 そうすると役職定年というのは、校長・教頭であった者が定年を迎えたというイメージでしょうか。また、主幹教諭は入らないですね。

○説明員 そのとおりです。

○小澤尚久教育長職務代理者 県の方針に当分の間というような記述がありましたが、こうな

った背景というのをもう少し詳しく教えてください。

○説明員 県がこのように変更したという理由について、直接私が県からお聞きしたわけではございませんが、定年引き上げに伴う変更というのが何点かあったと思います。それから、女性教職員の管理職への積極的な登用というのを明確にしたと受け止めております。

○小澤尚久教育長職務代理者 管内への配置を原則とするというのは、今までは別にそうではなくて、より広域に異動があったということでしょうか。改めて、管内への配置を原則とする、ただし、これによりがたい場合は、広域的な異動により適切に配置を行うというようなことなのですが、より所属していた地域を重視するというような、そういう方向なのでしょうか。

○説明員 私の受け止め方ですが、このような新しい制度になって、60歳までいた市町村で、基本的にはそのまま同じところで配置をするのが一応原則として考えていくのですが、人数のばらつき等もありますので、それが難しい場合には広く異動をするという形と捉えております。原則としては、勤務されている市町村で異動するのですが、難しい場合には、広く当てていきますというように私は受け止めております。

○山本好一郎教育長 この後に出てくるのですが、校長・教頭の場合、役職定年まで主幹教諭若しくは教諭を選べるわけです。主幹教諭というのは今後どうなっていくかによるのですが、県とすると管内で全て配置できればそれが原則で進めて、制度がどんどん広まって行って、役職定年で主幹教諭として残る方が増えてきた場合には、必ずしも管内原則が通らなくなる可能性もあるという記述ではないかと思えます。

○小澤尚久教育長職務代理 むしろこの後半部分を更に加えたというようなことでしょうか。

○山本好一郎教育長 そうですね。ただしというのは、あえて入れているのだと思います。

○小澤尚久教育長職務代理 その中で収まりきらない場合はというような。

○山本好一郎教育長 主幹教諭という形で、もうコースは決まっているので、そうかもしれません。そこに、それより多い方が主幹教員という役職で残られた場合に、どうしてもそこでの配置ができない可能性がある。

○小澤尚久教育長職務代理 わかりました、ありがとうございます。

○峰崎隆司委員 この役職定年という言葉が出たのは今年が初めてですよね。だから、今回これを新たに定めるに当たって、校長・教頭で退職した人は、当分の間は管内の市町村に配置してくださいというのが、今説明があった話かと思えます。去年まではこういった名称ではなく、ただ定年退職という扱いだったということでもいいですね。

○説明員 そのとおりです。

○峰崎隆司委員 意見を言ってもよいでしょうか。県の方針に従って市の方針を定めて、内容としてはこれでいいと思うのですが、以前から小澤委員もよくおっしゃっていたように、草加の魅力というのをアピールしていかないと、なかなか人事交流がうまくいかなかったり、草加に行くところこういうことがあるから嫌だなといったことが伝わったりするなど、私も現職の時に耳にしたことがありますので、私たちも働きやすい職場にしていくということや、草加の魅力を更にアピールしていけたらいいと思います。事務局にも、是非その辺もよろしく願いたいと思います。

○説明員 ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございました。

○峰崎隆司委員 それからもう一つ。この方針とは直接関係はないのかもしれませんが、先日の新聞の記事の中に、文部科学省が来年度、校長・教頭の業務支援員を配置するというような記事があったと思います。約2,300人を公立の大規模校に配置するというような話で、内容はよくわからないのですが、業務が大変な場合、要するに教頭先生のお手伝いをするような人を配置するということだと思います。そういった情報というのは県の方からきていますか。例えば、草加市の場合でいうと、対象校がありそうなのか、それともないのか。大規模校といっても、数の基準は言わないと思うのですが。何か情報があれば教えて下さい。なければまた後日で結構です。

○説明員 県の方からのスクールサポートスタッフに関する通知などは、現時点で届いてございませんので、ありましたらまたご報告させていただきます。

○峰崎隆司委員 スクールサポートスタッフではなくて、管理職を補助するものです。

○説明員 失礼しました。県の方からはまだきていませんので、連絡がきましたらまた報告いたします。

○峰崎隆司委員 よろしくお願います。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第45号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第45号議案については、可決といたします。

◎第46号議案 草加市就学援助実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

○山本好一郎教育長 次に、第46号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第46号議案、草加市就学援助実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、国の要保護児童生徒援助費補助金の新入学児童生徒学用品費等が増額改定されたことに鑑み、援助費の区分のうち、新入学児童生徒学用品費及び入学準備金を引き上げる必要を認めたものでございます。

改正内容の詳細につきましては、10ページの新旧対照表及び第46号議案参考資料の8ページの別表第3の一番左端にあります援助費の区分2にある、4月に認定した現中学1年生を対象にした新入学児童生徒学用品費と、区分10にある、今年度2月現在、準要保護者であり、翌年度中学1年になる小学6年を対象にした入学準備金について、支給額を6万円から3,000円増額した6万3,000円にするものでございます。

なお、この要綱は公布の日から施行し、今年度以降の入学に係る支給対象者についても適用をさせていただきたいと考えています。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰崎隆司委員 国の補助金が増額改定という意味は、増額する分は市の持ち出しにはならないということでしょうか。

○説明員 今年度の市の予算で対応させていただきたいと思っております。

○峰崎隆司委員 来年度以降もそれは同じなのではないでしょうか。歳入があるということではないのでしょうか。

○説明員 歳入はございません。

○峰崎隆司委員 お聞きしたいのは、補助金の増額ということの意味です。意味が少しわかりませんでしたので、国からの補助金があつてそれを充てるのか、市の持ち出しで予算措置をしなければならないのかということをお教えください。

○説明員 草加市で行っております準要保護に関しては、独自でやっておるものでございまして、金額も国の基準に合わせております。国からの補助はございません。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第46号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第46号議案については、可決いたします。

◎第33号報告 草加市教育委員会事務決裁規則及び草加市立小・中学校防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る専決処理の報告について

○山本好一郎教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則に基づき専決処理の状況を報告させていただきます。第33号報告につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 第33号報告、草加市教育委員会事務決裁規則及び草加市立小・中学校防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る専決処理の報告につきまして、説明をさせていただきます。

この案件につきましても、本来であれば、教育委員会の議決を経て決定すべきところではございますが、緊急に処理する必要がある、かつ、教育委員会を招集するいとまがないと認め、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和5年3月31日付で専決処理をさせていただきましたので、これをご報告するものでございます。

内容でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、市の個人情報の取り扱いが同法の適用を受けることに伴い、草加市個人情報保護条例が廃止され、新たに草加市個人情報保護施行条例が制定されました。これにより、教育委員会で定める規則の中で、草加市個人情報保護条例を根拠として引用していた規則などにつきましても、改正したものでございます。

初めに、18ページの草加市教育委員会事務決裁規則の一部改正でございます。本規則の別表第1の13番につきましても、草加市情報公開個人情報保護審査会が廃止されましたので、機能が草加市行政不服審査会に統合されることになったことによる改正でございます。

次に、14番から次のページの23番までですが、これまでは草加市個人情報保護条例を根拠としておりましたが、根拠法令が、個人情報保護法又は草加市個人情報保護法施行条例に変更されました。また、専決事項の部長の欄にある丸印に下線を引きました箇所につきましても、新規に決裁事項が定められたものでございます。

次に、草加市立小中学校防犯カメラの設置および運用に関する規則の一部改正でございます。こちらにつきましても、根拠となる法令が変更されたため、第1条中の草加市個人情報保護条例を個人情報保護に関する法律に改めました。

なお、施行日は全てにおいて令和5年4月1日です。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○川井かすみ委員 現在、防犯カメラは、小中学校の全校に設置されているのでしょうか。また、その設置箇所というのはどういったところになるのでしょうか。

○説明員 現在、小中学校全てにおいて設置されております。1校につき4台から多いところで6台設置されておまして、大体は人が入って来るところに向けて設置しております。設置個所は、例えば校門から入る人を映すので、その周辺などとなります。

○峰崎隆司委員 この改正というのは、根拠法令が変わったことに伴って整備するということで、内容が変わったということではないのですね。

○説明員 おっしゃるとおりです。これまで市にありました条例が廃止になりまして、新たに法律施行条例を定めたという内容になります。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第33号報告につきましては、原案どおり承認することによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第33号報告については、承認といたします。

◎第34号報告 令和5年9月1日付け職員の人事異動に係る専決処理の報告について

○山本好一郎教育長 第34号報告につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 第34号報告、令和5年9月1日付け職員の人事異動に係る専決処理の報告につきまして説明させていただきます。この案件につきましては、本来であれば教育委員会の議決を経て決定していくところではございますが、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会を招集するいとまがないと認め、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和5年8月25日付けで職員の人事異動について、専決処理をさせていただきましたので、これを報告するものでございます。

内容でございますが、教育総務部副部長河野健の子ども教育連携推進室長兼務を解き、令和5年9月1日付で子ども教育連携推進室室長補佐の森太郎を子ども教育連携推進室長へと昇格させたものでございます。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久教育長職務代理 この異動によって、室長及び子ども教育連携推進室の業務の負担度といたしますか、そういったものは改善されるということはあるでしょうか。

○説明員 行う仕事は基本的には変わりありませんが、教育委員会全体の中で子ども教育連携推進室の業務を助けていくとか、そういったことでフォローしていきたいと考えております。

○山本好一郎教育長 河野副部長。

○説明員 私も副部長という立場で、子ども教育連携推進室を担当しておりますし、今後も指導していく立場として見ていきますので、これまでと変わらないようにフォローしていきたいと思っております。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第34号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第34号報告については、承認といたします。

◎第35号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○山本好一郎教育長 第35号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第35号報告、8月の県費負担教職員の人事に係る専決処理をご報告いたします。

この案件につきましては、本来であれば教育委員会の議決を経て行うべきところではございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないと認め、専決処理をさせていただきましたことから、これをご報告するものでございます。

内容でございますが、育児休業は小学校教諭2件、2件とも女性でございます。小学校事務1件、男性でございます。中学校教諭2件、2件とも女性でございます。育児休業からの復帰は、小学校教諭2件、2件とも女性でございます。中学校教諭2件、2件とも女性でございます。休職延長は、小学校教諭1件でございます。退職は、小学校講師1件、中学校事務1件でございます。発令につきましては、欠員補充は、中学校教諭1件、代員は、産休代員が小学校教諭1件、小学校講師1件、中学校教諭1件、中学校講師1件でございます。育休代員は、中学校教諭1件でございます。休職代員は、小学校教諭1件でございます。任期付教職員は、小学校教諭2件、中学校教諭1件でございます。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰崎隆司委員 休職延長の小学校教諭の状況について教えてください。

○説明員 休職延長の方でございますが、来年度の4月1日の復職に向けて、この後進めていきます。現在は休職代員が入っておるという状況になっております。

○峰崎隆司委員 つまり、どこまで延長でしょうか。

○説明員 整理してご説明させていただきます。延長は3か月ごとに延長を行うということがありまして、今回は7月31日までだったものが、8月から3か月後の11月30日までの、次の3か月間延長したという形になっております。

○峰崎隆司委員 先ほど、来年度4月1日の復帰を目指してというお話でしたので、理解が難しいのですが、年度内は休職する見込みなのでしょうか。3か月ごとに延ばしているわけは何でしょうか。

○説明員 そのとおりです。

○峰崎隆司委員 どうしてそのようになったのでしょうか。

○山本好一郎教育長 まず、期間はそれでいいのですよね。なぜ3か月ごとに延長申請をしているのか。学務課が把握している理由があれば、それを説明してください。

○説明員 わかりました。まず、病院にかかって定期的に見ていただいて、医師から診断書を出していただいて、医師の診断書の期間を基に、この休職の期間を延長していきます。この医師が3か月という診断書を出されておりますので、休職期間を3か月延長しております。そして再度、医師から3か月の診断書が出されましたので、その診断書に基づいてまた休職期間を3か月延長したものです。

○峰崎隆司委員 この方は精神疾患でしょうか。また、3か月の延長というのは、医師から3か月以上の診断書が出てこないため、3か月となっているということでしょうか。

○説明員 そのとおりです。

○峰崎隆司委員 また、見込みとしては、年度中の復帰は難しいのではないかと見ているということでしょうか。

○説明員 そのとおりです。

○峰崎隆司委員 退職については、それぞれどういう理由でしょうか。

○説明員 まず、小学校の講師の方は、既に退職して9月1日から育休代員ということで別に

任用しております。中学校の事務の方は、体調をずっと崩されていてまして、ご自身の希望で退職となりました。

○峰崎隆司委員 この方は事務の職名はなんでしょうか。

○説明員 事務主事となります。

○小澤尚久教育長職務代理者 育児休業の小学校事務男性について、期間を教えてください。

○説明員 この方の取得期間は、令和5年8月1日から9月30日までです。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第35号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第35号報告については、承認いたします。

◎第36号報告 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果(追加分)の分析について

○山本好一郎教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。第36号報告につきまして、副部長兼指導課長より説明させます。

○説明員 第36号報告、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果(追加分) 中学英語を話すことについて、ご報告を申し上げます。

前回の定例会で、中学校3年生の英語について、「話すこと」を除いた結果を報告いたしましたが、話すことの結果について届きましたのでご報告いたします。

「話すこと」の調査ですが、全部で5問しかない問題ですが、平均正答率で草加市と全国を比べてみますと、1.6ポイント上回っております。全国的に正答率が低い結果となっておりますが、その中で草加市の傾向といたしますと、35ページに細かい表がありますが、こちらの下の方の右端のとおり、無回答率が全国の無回答率よりも低い傾向がございます。頑張っただけで回答しようというところがよく表れております。36ページの表の中の※印のところに記載させていただいておりますが、「1、2年生のときに受けた授業では、スピーチやプレゼンテーションなど、まとまった内容を英語で発表する活動が行われていたと思いますか」という質問事項に対しまして、肯定的な回答が88.7ポイントということで、全国を10ポイント程度上回っております。こちらの1、2年生のときの授業の成果であるとも考えられます。引き続きまとまった内容を英語で発表するという言語活動を授業の中に取り入れていくよう指導、訪問等で、今後また指導してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。なければ、次の報告に移ります。

◎第37号報告 令和5年度埼玉県学力・学習状況調査の結果の報告について

○山本好一郎教育長 次に、第37号議案につきまして、副部長（兼）指導課長より説明させていただきます。

○説明員 それでは、第37号報告、令和5年度埼玉県学力・学習状況調査の結果についてご報告申し上げます。

この調査は、児童生徒の一人ひとりの学力を確実に伸ばそうとすることを目的とし、児童生徒にとっては自らの学力の伸びを確認するとともに、学習意欲の向上のため、学校にとっては学力を伸ばした効果的な取り組みを確認し、教員全体で共有するものでございます。さらに教員個々におきましては、昨年度の学年における指導について見直し、改善する機会となっております。本年度は令和5年5月10日水曜日に実施しました。小学校4年生から中学校3年生が対象で、国語・算数・数学・英語の調査を行いました。

41ページから45ページは、同集団における経年変化でございます。表の見方でございますが、学年ごとの結果が左から順に並んでおります。41ページの小学校国語の表を見ていただきますと、国語の表の中の一番下の欄が今年度6年生の欄となります。左から、令和3年度のと看4年生のと看の結果、その右が令和4年度5年生、昨年度5年生のと看の結果、一番右が6年生、今年度の結果となり、同集団のこれまでの変化を横に見ていきます。

一例を申し上げますと、小学校5年生の国語ですが、今年度の県との差が網掛けのところとなりまして0.9であります。昨年度4年生の調査結果は、県との差がマイナス0.2でしたので、昨年度と比べて、1.1ポイント、県との差が向上していることから、伸びていることがわかります。昨年度との比較が伸びているものについては右端の欄に丸が付いております。42ページから45ページも同様に、それぞれの中学校国語、小学校算数ということで整理してありますのでご覧ください。こちらの方見ていただきますと、小学校・中学校とも全ての項目で、前の学年、前年度から県との差が伸びているということが、全部丸が付いているのでわかります。

続きまして、市内小中学校における正答率一覧表でございます。県平均を上回っているものに網掛けをしてあります。48ページ及び49ページは、学力を伸ばした児童生徒の割合一覧

表でございます。こちら県平均を上回っているものに網掛けをしてあります。

46ページ及び47ページに戻っていただきまして、正答率一覧表を見ていただきますと、埼玉県学力・学習状況調査は、個々の、個人個人の学力の伸びを見ることに重きを置いておりますが、草加市全体の平均を見ますと、中学校につきましては、令和3年度に初めて草加市の全平均が県平均を上回りましたが、令和4年度、令和5年度と継続して全学年で上回っております。先生方の指導と学校全体の取り組みにより学力が少しずつ定着してきていると思われまます。小学校におきましては、5、6年の国語・算数とも県平均を上回っております。この5年生ですが、令和4年度、小学校4年生のときの調査では、国語・算数とも県平均を下回っておりましたが、5年度の調査では、県平均を上回る結果となっております。特に算数では、令和4年度県平均より1.1ポイント下回っておりましたが、今年度は1.5ポイント上回りまして、比較の上では2.6ポイントと、かなりの伸びと言えます。各校の状況を見ましても、小学校4年生から小学校5年生で大きく伸びている学校がございます。該当学年の先生方の指導、また学校全体の取り組みの成果だと思われまます。

48ページ、49ページの学力を伸ばした児童生徒の割合の結果と併せてみますと、平均正答率は下位にあるものの、学力を伸ばした児童生徒の割合が高いという学校、また、平均正答率は上位であっても、学力を伸ばした児童生徒の割合は低いという学校も見られました。また、中学校の学力向上推進校に指定しております3校につきましては、平均正答率は下位にありますが、学力を伸ばした生徒の割合では、県平均を上回る学年が多くございました。これらの学校は、学力向上推進校として、教育指導員による学校訪問の回数を増やしたり、放課後学習を実施したりするなど、継続的な支援を行っており、今回その成果が少し表れているものと考えております。

続きまして、50ページ51ページは、調査の結果を踏まえてそれぞれの各学年各教科の結果の概要をまとめたものでございます。

続きまして、52ページの児童生徒質問紙調査の結果でございます。草加市の特徴的なことを申し上げますと、①話を聞き自分の考えを伝えるという項目では、中学校1年生から3年生で前年度と比較して、達成率が上昇しております。⑤挨拶に関する項目では、中学生全学年で80%を超える割合で、できると答えております。⑦時刻を守るの項目では、小学校から中学校まで全学年において80%を達成しております。今回の結果から草加市全体を見ますと、学力向上推進事業を初めとする様々な取組によりまして、学力は伸びてきていると言えます。しかしながら、小学校においては、特に学校間格差が大きくなっていることが課題として挙げら

れます。埼玉県学力・学習状況調査開始の4年生時点で、既に草加市最上位校と最下位校の平均正答率の差が20ポイント以上ある現状です。この結果につきまして、昨日9月25日、学力向上対策研修会を行いまして、草加市としての結果の分析・考察それから本調査の活用方法について、全小中学校へ周知いたしました。学力向上担当教員対象の全体会のみならず、分科会を行いまして各校の成果に繋がる取組について情報共有を行いました。過去には、学校の特徴的な全体の傾向を掴んだ上でクラスの状況を把握し、伸びている児童生徒だけではなく、伸びが見られない児童生徒や、伸びていても学年層の伸びに足りていない児童生徒に目を向けていただくことが大切だと周知をしております。そういった児童生徒を取り残さないために、児童生徒個々への対応、手立てを学校・学年・学級で考えることが必要だと考えております。調査結果を踏まえまして、授業改善を図っていくとともに、学力を伸ばした教員の授業を校内で共有することも必要であると考えております。今後、結果の要因分析を授業改善に活かし、市教育委員会と学校がともに児童生徒一人ひとりの学力向上をさらに推進してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○宇田川久美子委員 子どもたちも先生もすごく頑張っているのだなという姿が見えて嬉しいなと思って見ていました。今後分析もされていくと思うのですが、小学5年生の数学の正答率79.2%という学校がありますが、驚異的な数字で驚いているのですが、その学校の5年生は何クラスあるのでしょうか。

○説明員 3クラスです。

○宇田川久美子委員 3クラスもあるのですか。1クラスであれば、突出した先生がいらっしゃってとか思うのですが、3クラスでこの数字というのは、とんでもなくすごいことであると思うのですが、その要因というのはどんなことが考えられますか。

○説明員 この結果が学校に届いた後に、担当と校長先生とのやり取りがあったのですが、校長先生としても驚いている部分があったということです。元々、学力的に高いと言われている学年であったとは聞いており、どれくらいの結果が出るかと注目していたらしいのですが、その要因等については学校にも聞いていきたいと考えております。

○宇田川久美子委員 素晴らしいことなので、是非聞いて下さい。ありがとうございます。

○峰崎隆司委員 全体的に伸びてきているので、大変良かったと思っています。例えば、今の

5年生という話になると、5月の調査ですから去年4年生であったときの力がここで示されるわけです。新たなクラスの担任の力というよりも、前年度の担任の先生たちがどうであったかということになります。この調査データは、細かく見ていくと前年誰が担任していたかというところまでは分かるのです。ですから、学校や教育委員会で、そういったところまで分析すると、伸びているクラスの先生や成績の良かったクラスの先生が誰なのかということまで分かるので、そういった先生の授業の様子や授業のやり方というのを皆で共有すると良いと思います。市の指導員や指導主事もそういったところをおそらく分析していると思うのですが、そこまで見ていけるデータであると思います。ですから、力を伸ばした教員というのも拾い出せるような調査であるということが一つあります。それからもう一つは、平均だけ見ていくとやはり上位の学校と下位の学校というのは、このところ何年かあまり入れ替わっていないです。伸ばした児童生徒の割合というの、上に行けば行くほどあまり伸びしろがないので、どちらかという、下位の学校の方が伸ばせる力というか余地があるので、そういう学校が上の方に行く傾向もあります。そこまで見ると、もう学校が固定されてしまってどうかというところもあるので、教育長もよくおっしゃっているように、一人ひとりをきちんと見て、子どもの伸びが自分自身に跳ね返ってくる調査なので、そういうところを強調していただいて。それから以前も補充教材がありましたけど、今も出せますよね。そういう一人ひとりのつまずいたところに応じた補充問題のようなものも作れるようになっていきますので、そういうのも十分活用していくといいかと思います。是非そのように見て、平均が良かったとか、伸びたからというだけではない調査の活用をして欲しいと思います。

○説明員 ありがとうございます。

○小澤尚久教育長職務代理者 先ほどの説明の中にもありましたが、学力向上推進校のそれぞれ伸ばした生徒の割合がだんだん上位の方にいこうとしているという結果は、やはり取組が功を奏してきているのだなというのが、すごく見えていると思います。ですから、この取組をここでストップするのではなくて、継続していくということと、他校へ広げていくということをも更に頑張っていければと思いました。市全体で先生方や皆さんで一体となって取り組んだ結果がここに出てきているのだということを改めて思った次第です。ありがとうございます。それから、50ページ、51ページの方に結果分析考察がございますが、先ほど峰崎委員からもありましたが、ここから後がやはり重要かと思しますので、是非、学校に課題や良かったところ、正解のところと、課題のところをしっかりと具体的に分析して拾っていただければと思っています。よろしくをお願いします。

○説明員 ありがとうございます。

○山本好一郎教育長 他にご意見ご質問ございますか。なければ、次の報告に移ります。

◎第38号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○山本好一郎教育長 第38号報告につきまして、教育支援室長より説明させます。

○説明員 第38号報告、草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告についてご説明いたします。

今回は8月23日実施の第3回草加市障害児就学支援委員会の審議の結果でございます。諮問事項1、障害があると思われる児童生徒のうち、普通級による指導を含む特別な教育的措置が必要と思われる児童生徒に対する障害の種類・障害の程度の判断および就学に係る教育的支援でございます。

まず、特別な教育措置1でございますが、調査依頼人数・調査実施人数は73人でございます。次に、障がいの種類の判断でございますが、知的障害が22人、情緒障害等が51人ございました。次に、障害の程度の判断および就学に係る教育的支援でございますが、知的障害と判断された22人のうち17人は、知的障害特別支援学級で指導することが望ましい。5人は知的障害特別支援学校で指導することが望ましいと判断されました。また、情緒障害等と判断された51人のうち、1人は市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましい。8人は、通級指導教室、発達障害・情緒障害での指導を受けながら、通常学級で指導することが望ましい。42人は自閉症情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。

次に、特別な教育措置2でございますが、調査依頼人数・調査実施人数は48人でございます。調査審議の結果、言葉に障がいがあると思われる児童は47人ございました。障がいの種類の判断でございますが、問題なしが1人、構音が46人、吃音が1人ございました。障がいの程度の判断につきましては、要観察が5人、要相談が7人、要指導が34人、他障害が1人ございました。

次に、諮問事項2、障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育的措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援についてでございます。

まず、特別な教育措置1でございますが、調査依頼人数・調査実施人数は41人でございます。次に、障がいの種類の判断でございますが、知的障害が28人、情緒障害等が11人、肢

体不自由が2人でございました。次に、障がいの程度の判断および就学に係る教育的支援でございしますが、知的障害と判断された28人のうち10人は知的障害特別支援学級で指導することが望ましい。18人は知的障害特別支援学校で指導することが望ましいと判断されました。また情緒障害等と判断された11人のうち、1人は通級指導教室、発達障害・情緒障害での指導を受けながら、通常学級で指導することが望ましい。10人は自閉症情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。また、肢体不自由と判断された2人は、いずれも特別支援学校肢体不自由で指導することが望ましいと判断されました。

特別な教育措置2についての調査は、今回はございませんでした。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰崎隆司委員 まだ第3回ということなので、来年度のことを聞くのは難しいところもあるかもしれませんが、市内の特別支援学級の増減の見込みというのは、担当者のこともあるかと思いますが、まだわからないですか。

○説明員 大変申し訳ないのですが、現在のところ、お答えするのは少し難しいです。判断がでたお子様でも、まだ保護者のご意向が届いていない方がほとんどでございますので、難しい状況です。

○小澤尚久教育長職務代理者 57ページの、「問題なし」と判断されたお子様なのですが、ここは、ことばに限定した問題は認められないということなのですが、ここに上がってきたということは何らかの留意点があるのかと思うのですが、このお子様についてもう少し詳しく、そして、今後どのような支援・指導が必要なのかということをお教えください。

○説明員 このお子様でございますが、学校の調査員が見たときに、少し声の小さなお子様で、発音が不十分ではないか、というところからスタートしたお子様です。その後、ことば・きこえの担当が、そのお子様に会いまして介入をしたところ、声は小さいのですが発音はしっかりできていたということで、特に障がいについては異常がないという判断を受けております。今後につきましては、言葉、声を出すのが少し苦手で音量も小さいお子様ということですので、普段の学習の中で一つひとつの機会に、担任の先生から声かけをしていただくことで、フォローさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○川井かすみ委員 3点教えてください。まず、在学児童のお子さんで、支援学校で指導することが望ましいと判断された5人についての今後、次に、就学予定児のお子さんで、知的の特

別支援学校で指導することが望まれる18人はそのまま学校を希望されているのか、それともこれから保護者とのご相談になるのかかもしれませんが、地域の学校に進まれるのか。もう一点は、特別支援学校、肢体不自由で指導することが望ましいというお子様が2人なのですが、地域の学校で受け入れが可能なのか。それとも保護者がもう既に特別支援学校を希望されているのか、差し支えない範囲で教えてください。

○説明員 まず、1点目の在学のお子様の特別支援学校判断のお子様5人についてでございますが、5人のうちの5年生のお子様については、今回は特別支援学校の判断がでておりますが、今のところ、保護者の希望としては今後も支援学級を希望しております。それから、6年生の4人につきましては、1人のお子様は特別支援学校を希望されておりますので、この後進学するかと思いますが、他の3人のお子様につきましては、まだ報告が上がってきてはおりませんので、報告待ちとなります。次に、就学予定児の18人のお子様ですが、全てのお子様というわけではありませんが、現在受理会の承諾済みのお子様方が、まだ判断がでていないお子様も含めまして23人おりますので、ほとんどのお子様は特別支援学校の方に上がっていく形になります。まだ確認が出来ていないお子様もおります。次に、肢体不自由の2人ですけれども、それぞれ療育手帳の○Aのお子様たちで、両方の上肢と下肢と、それぞれ機能障害がございまして、座った状況を維持するのが非常に難しいお子様たちと伺っております。それぞれの保護者が、特別支援学校を希望されておりますので、この後受理会に向かう予定になっております。

○川井かすみ委員 ありがとうございます。

○加藤由美委員 57ページのことば・きこえのところで、構音障害46人という、学年を教えていただきたいと思います。

○説明員 参考資料としまして一覧を添付しております。

○加藤由美委員 ありがとうございます。特別支援学級で指導することが望ましいと判断を受けた児童生徒が全て特別支援学級を希望されるわけではないので、全ての先生が、支援を必要とする児童生徒に対応できるよう、勉強会・講習会などを行っていく必要があると思います。また、保護者の方にも、支援を必要とする児童生徒への理解や、対応を知っていただくことが大切なのではないかと思っておりますので、そういったこともどうぞよろしくお願いいたします。

○山本好一郎教育長 他にご意見ご質問ございますか。なければ、本日追加提出をした案件に移ります。

○山本好一郎教育長 初めに、第47号議案を議題といたします。この案件は人事に関わりま
す事柄でございますので、秘密会としたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 それでは、第47号議案につきましては、秘密会とさせていただきます。
説明者は残り、それ以外の方は退室してください。

————— 執行部退席 —————

————— (秘密会) —————

————— 執行部着席 —————

○山本好一郎教育長 それでは、審議を再開いたします。

秘密会での審議結果でございますが、第47号議案につきましては、可決いたしました。

◎第39号報告 令和5年草加市議会9月定例会に係る報告について

○山本好一郎教育長 第39号報告につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 令和5年草加市議会9月定例会に係る報告につきまして、ご説明をさせていただきます。

会期は8月31日から9月25日までの26日間開会されました。提出されました議案は30件、このうち教育委員会に係る議案は3件ございました。議案につきましては1件が取り下げられ、その他につきましては全て可決されております。議案質疑につきましては2人の議員から通告がありましたが、教育委員会関係の質疑はございませんでした。

次に、一般質問でございますが、19人の議員から通告がございまして、このうち7人の議員から教育委員会に係る質問がございました。その項目につきましてご説明を申し上げます。

まず、1人目といたしまして、立憲民主の菊地議員からは、マイボトル専用の給水スポットの設置についての質問がございました。

次に、2人目の市民共同の斉藤議員からは、学校教育への将棋導入・推進について、それから学校給食についての質問が行われました。このうち、7ページとなりますが、学校給食の無

償化につきましては市長からの答弁もございました。

次に、3人目の公明党の金井委員からは、道路の安全対策に係る事柄について、と、熱中症対策につきまして質問が行われました。

次に、4人目のSOKA新政の並木議員からは、小中学校の音楽教育についてと、教職員の業務負担軽減についての質問がございました。

次に、5人目の公明党の藤原議員からは、学校教育に関する事柄についての質問が行われました。

次に、6人目のSOKA新政の関議員からは、地場産業に関わる事柄について質問が行われました。

最後に、7人目の立憲民主の中島議員からは、不登校対策についての質問が行われました。また、請願につきましては1件提出がございましたが、不採択となっております。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久教育長職務代理者 17ページに不登校対策についての質問のところ、⑨番の市内にあるフリースクールという、中学生を対象にしたというところがあるのですが、これはわかる範囲で、どこにあるどのような施設なのか教えていただけますか。

○山本好一郎教育長 教育支援室長。

○説明員 こちらの施設は、松原にある施設になりますが、高校生をメインの対象としているフリースクールでございます。その中で、中学生の受け入れも行っているということであげさせていただいております。場所は、獨協大学前駅の東口を出て、線路沿いを草加方面に来たところの建物の中の2階部分となります。

○小澤尚久教育長職務代理者 わかりました。ありがとうございます。そこは高校生をメインとしているということなのですが、中学生で実際に通っている生徒もいらっしゃるということなのでしょうか。

○山本好一郎教育長 教育支援室長。

○説明員 本市の生徒は、年度によって1人通っていたり、通っていなかったりというような状況になっております。今年度はまだ確認できていないのですが、おそらく0人ではないかと思っております。昨年度は、中学3年生が1人おりました。

○小澤尚久教育長職務代理者 ありがとうございます。

○川井かすみ委員 10ページの並木議員の質問のウですが、草加市として、今後、特別支援学級の音楽教育についてという質問なのですが、質問の意図がよく分かりません。今、特別支援学級にいらっしゃるお子様に、とても有効なのは音楽療法と言われていて、その音楽療法はこれから音楽療法士として国家資格化するための準備が進められているような中で、実際に特別支援学校で音楽療法士を招いて音楽療法をやっているのですが、お答えしている内容を見ると、一つの楽器に限ってしまっているのかと思ったのですが、やはり特別支援学級にその音楽療法を取り入れたいというのであれば、どちらかというとその音楽療法というのは、そのお子様の苦手な動作や嫌いな作業に取り組む際に、好きな音楽を聞いて取り組んだり、音楽に合わせてながら取り組んだりすると楽しみながらできるので、苦手なことができるようになったり、また、コミュニケーションやアイコンタクトが少し苦手なお子様に対しては、一緒に太鼓を叩いたり演奏したりすることによって、アイコンタクトができてコミュニケーションが取れるようになる。つまり、音楽を聞くこと、音楽を流すこと、歌うことや音楽に合わせて体を動かすことが音楽療法であって、今国家資格化に向けて進められている中で、特別支援学級のお子様について、音楽を薦めていきたいというのであれば、音楽療法ではないのかなと思ったのですが、並木議員の質問の意図が分からなかったので、なぜ一つの楽器に限られているのかといったところに疑問を感じました。ですから、一つの楽器に限らず、いろいろな楽器を使うこと、歌うことや楽器に合わせて体を動かすことが重要かと思うので、そこはもう少し議論をすべき点であると思います。よろしく願いいたします。

○山本好一郎教育長 教育支援室長どうぞ。

○説明員 今回、並木議員からありました質問ですが、本市で行っております音楽交流授業の中でトーンチャイムを行う授業を視察された際に、子どもたちが非常にいきいきとやっていて、発表会を見たときには、先生方の支援がなくても自分たちでも弾けるようになっていて、非常に素晴らしかったということからスタートしております。そのため、この答弁の中もトーンチャイムに特化しているところがございますが、川井委員からご指摘がありましたとおり、音楽療法、リトミック、そういったところにつきましては非常に大切なところでございますし、この音楽交流授業以外のところで取り入れていかなければいけないことかと思っておりますので、こういった可能性を伸ばすというところで、先生方にも広めていきたいと思っております。

○峰崎隆司委員 5ページの斉藤議員の学校教育への将棋導入推進というのは、これはどうしてこういう質問が出てきたのか。それから、各学校に紹介していくというのですが、例えばどのようなことがあるのですか。

○山本好一郎教育長 副部長（兼）指導課長。

○説明員 齊藤議員が将棋がお好きなようで、日本将棋連盟のホームページに、学校教育への将棋推進事業というのがありまして、プロ棋士を学校に派遣して出前授業などを行うという事業があるそうです。そこで是非、草加市の小中学校に、プロ棋士を呼んで出前授業をやってみてはというような提案でありました。

◎その他

○山本好一郎教育長 続きまして、その他の報告がございましたら、お願いいたします。

○教育総務部長 先ほど第34号専決報告でご承認をいただきました9月1日付の人事異動がございました職員2名を改めて紹介させていただきます。

子ども教育連携推進室長の兼務を解きました教育総務部副部長の河野健でございます。

続きまして、子ども教育連携推進室室長補佐からの内部昇任となります。子ども教育連携推進室長、森太郎でございます。

○山本好一郎教育長 それでは、次回の教育委員会の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○教育総務部長 次回の教育委員会でございますが、令和5年第10回定例会を10月26日木曜日、時間は午前9時から、場所は教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

◎閉会の宣言

○山本好一郎教育長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午前10時30分 閉会